

福岡県都市計画法施行細則（昭和46年福岡県規則第10号）

福岡県都市計画法施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県都市計画法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「施行令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（開発行為許可申請の手続）

第3条 法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、開発行為許可申請書（施行規則別記様式第2又は第2の2）に、法第30条第2項に定める図書のほか、知事が支障ないと認めた場合を除き、次に掲げる図書（開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発許可を受けようとする場合にあっては、第五号から第七号までに掲げる図書を除く。）を添付して知事に申請しなければならない。

- 一 当該開発区域の土地の登記簿謄本
- 二 当該開発区域内の土地の公図の写し
- 三 造成面積求積図（縮尺500分の1以上）
- 四 排水流域図及び流量計算書（縮尺25,000分の1以上）
- 五 設計者の資格調書
- 六 防災計画書
- 七 当該開発区域の現況写真
- 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（開発行為変更許可申請の手続）

第4条 法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可を受けようとする者は、変更に係る事項、変更の理由、開発許可年月日及び開発許可番号を記載した開発行為変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 法第30条第2項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

3 第1項の申請書は、変更の内容が対照となるように記載したものでなければならない。

（軽微な変更の届出）

第4条の2 開発許可を受けた者は、法第35条の2第3項の規定による軽微な変更をしたときは、遅滞なく、開発行為変更届出書により知事に届け出なければならない。

（工事の着手届）

第5条 開発許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、工事着手届出書により知事に届け出なければならない。

(工事の完了届)

第 6 条 開発許可を受けた者は、当該許可に係る工事又は当該許可に係る工事のうち公共施設に関する工事を完了したときは、速やかに、工事完了届出書（施行規則別記様式第 4 ）又は公共施設工事完了届出書（施行規則別記様式第 5 ）に当該工事の完成図を添付して知事に届け出なければならない。

2 前項の公共施設工事完了届出書には、前項の完成図のほか、当該工事により設置された公共施設の用に供する土地の地積図（縮尺500分の1以上）を添付しなければならない。

3 第 1 項の完成図は、施行規則第十六条第四項に定める設計図の作成方法に準じて作成したものでなければならない。

(工事の廃止届)

第 7 条 開発許可を受けた者は、当該許可に係る工事を廃止したときは、遅滞なく、開発行為に関する工事の廃止の届出書（施行規則別記様式第 8 ）に次に掲げる事項を記載した図書を添付して知事に届け出なければならない。

- 一 当該工事の廃止の理由
- 二 当該工事の廃止に伴う今後の措置
- 三 当該工事の廃止時における当該土地の現況

(建築物等の建築等承認申請の手続)

第 8 条 法第 3 7 条第 1 号の規定により、開発許可を受けた開発区域内の土地における建築物又は特定工作物の建築又は建設の承認を受けようとする者は、工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 当該建築物又は特定工作物の敷地の位置及び区域を表示する図面
- 二 当該建築物又は特定工作物の敷地内における位置を示す図面(縮尺500分の一以上)
- 三 当該建築物又は特定工作物の平面図及び立面図

(用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請の手続)

第 9 条 法第 4 1 条第 2 項ただし書の規定により、用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の建築の許可を受けようとする者は、用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 建築物概要書
- 二 付近見取図(方位、敷地の位置及び敷地周辺の公共施設を明示すること。)
- 三 敷地現況図及び配置図(縮尺500分の1以上。敷地の境界及び建築物の位置を明示すること。)
- 四 建築物平面図(縮尺200分の1以上。当該許可申請が建築物の高さに係る場合には立面図を含む。)

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(予定建築物等以外の建築等許可申請の手続)

第 1 0 条 法第 4 2 条第 1 項ただし書の規定により、開発許可を受けた開発区域内の土地における予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は予定の建築物以外の建築となる建築物の改築若しくは用途の変更の許可を受けようとする者は、

予定建築物等以外の建築等許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の申請の場合に準用する。この場合において、「建築物」とあるのは、「建築物又は特定工作物」と読み替えるものとする。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可申請の手続)

第11条 法第43条第1項の規定により、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設の許可を受けようとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書(施行規則別記様式第9)に、施行規則第34条第2項に定める図書のほか、次に掲げる図書を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 建築物又は第一種特定工作物の概要書
- 二 建築物又は第一種特定工作物の配置図(縮尺500分の1以上)
- 三 建築物又は第一種特定工作物の平面図及び立面図(縮尺200分の1以上)
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(許可に基づく地位の承継の届出)

第12条 法第44条の規定に基づき、開発許可又は法第43条第1項の許可に基づく地位を承継した者は、遅滞なく、地位承継届出書により知事に届け出なければならない。

- 2 前項の届出書には、当該地位を承継したことを証する書類を添付しなければならない。

(開発許可に基づく地位の承継の承認申請の手続)

第13条 法第45条の規定により、開発許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類(自己居住用住宅を目的とする開発行為の場合又は開発区域の面積が1ヘクタール未満で自己業務用建築物若しくは自己業務用特定工作物を目的とする開発行為の場合にあっては、第二号及び第三号に掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。

- 一 所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- 二 申請者の資力信用があることを証する書類
- 三 工事施行者の工事能力があることを証する書類

(標識の掲示)

第14条 開発許可を受けた者は、開発行為許可標識を当該開発区域の主要な取付道路の付近その他工事現場の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

- 2 法第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の検査済証の交付を受けた者は、速やかに、その旨を前項の標識に記載しなければならない。

(申請書の提出部数)

第15条 次に掲げる申請書の提出部数は、3部とする。

- 一 開発行為許可申請書
- 二 開発行為変更許可申請書
- 三 工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請書
- 四 用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請書
- 五 予定建築物等以外の建築等許可申請書
- 六 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認める場合には、別に提出部数を指示することがある。

(申請書等の経由)

第15条の2 この規則により知事に提出する申請書等は、当該申請等に係る土地の区域を管轄する市町村長を経由するものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、法の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和46年2月20日から施行する。

附 則(昭和49年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県都市計画法施行細則の規定(別表の規定を除く。)は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年規則第2号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年規則第34号)

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第七七号)

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則(昭和60年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年規則第10号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年規則第一八号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年規則第14号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成5年規則第41号)

この規則は、平成5年6月25日から施行する。

附 則(平成6年規則第15号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第14号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第13号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

